



### 3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

#### (1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	35,100,000 円	○
② 賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 ( 12 か月 )	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 賃金規程 ) <small>(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。</small>	
	常勤・非常勤の職員に対して月額平均30,000~33,000円の手当を支給する。 支給額については予算の範囲内において、利用者の増減による変動及び保有資格、勤務態度、意欲、経験等を基に事業所の裁量により各人毎に決定する。手当=処遇改善加算額÷対象職員数 (支給額については、変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。)  ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
	(上記取組の開始時期)    令和 5 年 4 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )	

#### (2) キャリアパス要件

・ 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所の場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当    ○
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当    ○
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
	イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること 介護、福祉関係の資格取得に関する研修費用の一部負担及びシフトの調整を行う	
ロ	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当    ○
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 <input type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

#### 4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

##### (1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)  
(ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)  
(ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	5,500,000 円		要件V		要件VI	
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)			
(ア) 特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(イ) 一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	12.8 人		人		人	要件V 要件VI
(ウ) 特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	1.0 :		:			
(エ) 要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	35,696 円	0 円	0 円			
(オ) 配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	( 5,500,000 円 )	( 0 円 )	( 0 円 )			
(カ) BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入			円		円	
(キ) 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)			円	←	要件VII	
(ク) 経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		3 人	←	要件VIII		
(ケ) 本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数		12 所	←			
(コ) 「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他( )					

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

##### (2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 ( 12 か月 )	<input type="checkbox"/>
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方	介護、福祉関係の資格をもち、実務経験5年以上の児童発達支援管理責任者を経験・技能のある障害福祉人材と定義する。(保育士資格保有者も同等とする) (4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)	<input type="checkbox"/>
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/>
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 賃金規程 ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。 経験・技能のある障害福祉人材に対して月額平均30,000~60,000円の手当を支給する。 支給額については予算の範囲内において、利用者の増減による変動及び保有資格、勤務態度、意欲、経験等を基に事業所の裁量により各人毎に決定する。手当=特定処遇改善加算額÷対象職員数 (支給額については、変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。) ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 5 年 4 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )	<input type="checkbox"/>

##### (3) 見える化要件について

- ・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	<input type="checkbox"/>
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/>

## 5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

### (1) ベースアップ等加算の配分要件

- 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- Ⅹ 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)		8,466,000 円		
②ベースアップ等による賃金改善の見込額				
福祉・介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	8,466,000 円	( 66.71 ) %	○ ← 要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	5,648,000 円 ( 470,667 円 )		
その他の職種	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額		( 0.00 ) %	□ ← 要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)		( 0 円 )	

### (2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 ( 12 か月 )				○
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ( )
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( ベースアップ等支援加算手当の支給に関する規程 )				
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。				
ベースアップ等支援手当: 月額1,000円~支給する。支給額については、交付見込額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。年度内の適切な時期において、一時金を支給する場合がある。一時金の金額は、改善期間中の総額であり、支給額及び支給回数については、交付見込額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。対象者については保有資格、勤務態度、意欲、経験等を基に事業所の裁量により決定する。支給額については予算の範囲内において、利用者の増減による変動及び保有資格、勤務態度、意欲、経験等を基に事業所の裁量により各人毎に決定する。					
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	令和 5 年 4 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )				

## 6 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞

### 【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

### 【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず**全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の**6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと**。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。  
※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 <small>※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。</small>	
理由:	

## 7 要件を満たすことの確認・証明＜共通＞

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係取立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 3 月 30 日 法人名 株式会社エデュケーションNET  
 代表者 職名 代表取締役 氏名 岸 由巨子

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	株式会社エデュケーションNET
-----	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2(2)①に転記)	35,098,572
---	------------

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職 員処遇改善加 算の見込額 (c×d×e) [円]	
			都道府県	市区町村				新規・継続の 別	算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算の区分	加 算 率 ( d )	算定対象月(e)			
1	2357500632	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろPLUS	放課後等デイサービス	2,847,566	継続	加算 I	8.4%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	2,870,340
2	2357500731	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろPalette	児童発達支援	4,281,505	継続	加算 I	8.1%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	4,161,612
3	2357500863	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろProgress I	放課後等デイサービス	2,786,245	継続	加算 I	8.4%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	2,808,528
4	2357500863	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろProgress II	放課後等デイサービス	2,786,245	継続	加算 I	8.4%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	2,808,528
5	2357500871	愛知県	愛知県	春日井市	NIJIIRONOBA	放課後等デイサービス	2,964,351	継続	加算 I	8.4%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	2,988,060
6	2357500871	愛知県	愛知県	春日井市	子ども発達研究所NOBAサポ	放課後等デイサービス	2,964,351	継続	加算 I	8.4%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	2,988,060
7	2357501002	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろふたば	児童発達支援	3,932,544	継続	加算 I	8.1%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	3,822,432
8	2357501010	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろMARCHE	放課後等デイサービス	2,772,686	継続	加算 I	8.4%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	2,794,860
9	2357501101	愛知県	愛知県	春日井市	児童発達支援サービスにじのわ	児童発達支援	3,977,999	継続	加算 I	8.1%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	3,866,604
10	2357501101	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろLOHASPO	放課後等デイサービス	2,156,895	継続	加算 I	8.4%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	2,174,148
11	2357501101	愛知県	愛知県	春日井市	MIRAIKU	放課後等デイサービス	2,156,895	継続	加算 I	8.4%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	2,174,148
12	2357501192	愛知県	愛知県	春日井市	就労準備型・生活訓練型放課後等デイ サービスNEOキャリア	放課後等デイサービス	1,628,238	継続	加算 I	8.4%	令和 5 年 4 月	令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	1,641,252
13											令和 年 月	令和 年 月	( ヶ月)	
14											令和 年 月	令和 年 月	( ヶ月)	
15											令和 年 月	令和 年 月	( ヶ月)	
16											令和 年 月	令和 年 月	( ヶ月)	

別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	株式会社エデュケーションNET
-----	-----------------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2 (2)①に転記)	5,499,792
---	-----------

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算				福祉・介護職 員等特定処遇 改善加算の見 込額 (c×f×g) [円]	
			都道府県	市区町村				新規・ 継続 の別	算定する福 祉・介護職員 等特定処遇 改善加算の 区分	加 算 率 ( f )	配置等要件		算定対象月(g)
1	2357500632	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろPLUS	放課後等デイサービス	2,847,566	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	444,216
2	2357500731	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろPalette	児童発達支援	4,281,505	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	667,908
3	2357500863	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろProgress I	放課後等デイサービス	2,786,245	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	434,652
4	2357500863	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろProgress II	放課後等デイサービス	2,786,245	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	434,652
5	2357500871	愛知県	愛知県	春日井市	NIJIRONOBA	放課後等デイサービス	2,964,351	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	462,432
6	2357500871	愛知県	愛知県	春日井市	子ども発達研究所NOBAサポ	放課後等デイサービス	2,964,351	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	462,432
7	2357501002	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろふたば	児童発達支援	3,932,544	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	613,476
8	2357501010	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろMARCHE	放課後等デイサービス	2,772,686	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	432,528
9	2357501101	愛知県	愛知県	春日井市	児童発達支援サービスにじのわ	児童発達支援	3,977,999	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	620,556
10	2357501101	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろLOHASPO	放課後等デイサービス	2,156,895	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	336,468
11	2357501101	愛知県	愛知県	春日井市	MIRAIKU	放課後等デイサービス	2,156,895	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	336,468
12	2357501192	愛知県	愛知県	春日井市	就労準備型・生活訓練型放課後等デイ サービスNEOキャリア	放課後等デイサービス	1,628,238	継続	特定加算 I	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	254,004
13										-		令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
14										-		令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
15										-		令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
16										-		令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
17										-		令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
18										-		令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
19										-		令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
20										-		令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	

別紙様式2-4 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書(施設・事業所別個表)

法人名	株式会社エデュケーションNET
-----	-----------------

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2 (2)①に転記)	8,461,236
--	-----------

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり (処遇改善 加算等を除 いた)障害 福祉サービ ス等報酬総 額[円](c)	(3)ベースアップ等支援加算					①福祉・介護 職員等ベース アップ等支援 加算の見込額 (c × m × n) [円]
			都道府県	市区町村				新規・継続 の別	加算 率 (m)	算定対象月(n)			
1	2357500632	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろPLUS	放課後等デイサービス	2,847,566	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	683,412
2	2357500731	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろPalette	児童発達支援	4,281,505	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	1,027,560
3	2357500863	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろProgress I	放課後等デイサービス	2,786,245	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	668,688
4	2357500863	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろProgress II	放課後等デイサービス	2,786,245	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	668,688
5	2357500871	愛知県	愛知県	春日井市	NIJIRONOBA	放課後等デイサービス	2,964,351	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	711,444
6	2357500871	愛知県	愛知県	春日井市	子ども発達研究所NOBAサポ	放課後等デイサービス	2,964,351	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	711,444
7	2357501002	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろふたば	児童発達支援	3,932,544	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	943,800
8	2357501010	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろMARCHE	放課後等デイサービス	2,772,686	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	665,436
9	2357501101	愛知県	愛知県	春日井市	児童発達支援サービスにじのわ	児童発達支援	3,977,999	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	954,708
10	2357501101	愛知県	愛知県	春日井市	にじいろLOHASPO	放課後等デイサービス	2,156,895	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	517,644
11	2357501101	愛知県	愛知県	春日井市	MIRAIKU	放課後等デイサービス	2,156,895	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	517,644
12	2357501192	愛知県	愛知県	春日井市	就労準備型・生活訓練型放課後 等デイサービスNEOキャリア	放課後等デイサービス	1,628,238	継続	2.0%	令和 5 年 4 月	～令和 6 年 3 月	( 12 ヶ月)	390,768
13										令和 年 月	～令和 年 月	( ヶ月)	